

ID: 81

担当部署: 健康推進課

<b>処分の概要</b>	出産育児一時金の支給		
<b>例規名 根拠条項</b>	大河原町国民健康保険条例 第5条の2第1項		
<b>例規番号</b>	昭和34年条例第8号		
<b>【基準】</b>			
第5条の2の規定による。 (出産育児一時金)			
第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として500,000円を支給する。			
2 前項の規定にかかわらず出産育児一時金の支給は同一の出産につき健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。第6条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月5日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年9月29日